

2016 年 9 月 30 日

「LT 会」会報第 16-06 号（総 162 号）

上海 LT コンサルティンググループ

2016 年 10 月から外商投資にネガティブリスト管理方式が導入 設立手続の効率化に期待

（出典：星瀚法律事務所 星瀚微法苑）

2016 年 9 月 3 日、第 12 回全国人民代表大会常務委員会は「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国外資企業法』等四法律改正に関する決定」（以下「決定」という。）を高得票で可決した。「決定」は「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合資経営企業法」及び「中華人民共和国中外合弁経営企業法」（合わせて「三資企業法」という。）並びに「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」（「台胞投資法」）の行政審査認可条項を改正し、国家参入特別管理措置（「ネガティブリスト」）の実施対象外の外商投資企業と台湾同胞投資企業の設立及び変更手続きを行政による審査認可から届出管理に変更する。同日、商務部もまた「外商投資企業設立及び変更の届出管理暫定弁法（意見募集稿）」（以下「届出暫定弁法」（意見募集稿）という。）を公布し、各界から公式に意見を募集した。[「決定」及び「届出暫定弁法」は 2016 年 10 月 1 日から施行される予定。](#)

1. 「決定」改正と「届出暫定弁法」施行の背景

（1）外商投資に関する現行法律体系が外資による対中投資の一層の発展を阻害

現行の三資企業法、台湾同胞投資法及び「外商投資産業指導目録」（以下、「産業指導目録」という。）の枠組みは、外商投資の産業分野を奨励類、制限類、禁止類に分類し、外商投資企業の設立、変更及び再投資の一つ一つに審査認可が必要な制度となっている。産業指導目録はこれまで何回か調整され、奨励類の産業分野が徐々に拡大された。政府もまた各種政策を実施して、審査認可権限の下位への委譲、手続きの簡素化に努めてきた。しかし、はっきりとした効果は表れていない。設立・変更であれ、再投資段階であれ、煩雑な手続きと認可までの長い時間という問題が常に存在し、外商投資企業の中国における発展を阻んできた。このため、外商投資企業を中国において一層発展させるため、現行三資企業法の改正は一刻も猶予できない一大事となっていた。

（2）自由貿易区における外商投資の内国民待遇参入にネガティブリストを加えた管理方式の成果が顕著

2013 年 8 月 30 日全人代常務委員会は、上海自由貿易試験区内の参入特別管理措置実施対象以外の外商投資に対し、三資企業法に定める行政審査認可の実施を暫時停止し、ネガティブリスト管理方式を採用すると決定した。2014 年 12 月 28 日には、広東、天津及び福建の 3 か所の自由貿易区内の外商投資もネガティブリスト管理方式を実施すると公表された。上述した行政審査認可の調整の試行期間は 3 年間とされた。この 3 年の試行期間において、自由貿易区が試行した外商投資の内国民待遇参入にネガティブリストを加えた管理方式の成果が顕著であったことから、外商投資に関する法律の改正と整備に関して、自由貿易区のネガティブリスト管理方式を全国範囲に拡大しようという呼びかけが各方面から出された。3 年の試行期間は間もなく終了するが、自由貿易区のネガティブリスト管理方式を全国に拡大する条

件をすでに満していることが実証された。

(3) 「中華人民共和国外国投資法」実施前の過渡的な措置

2015年1月19日商務部は「中華人民共和国外国投資法」（草案意見募集稿）（以下「外国投資法草案」という。）を公布し、各界から公式に意見を募集した。これは、三資企業法の統合により、外商投資の統一的規範と管理の実現を目指すものである。当該草案は同時に現行の外商投資企業の個別審査認可体制を取り消し、内国民待遇参入とネガティブリストによる外商投資管理方式を採用することで、外商投資の制限を大幅に削減する。しかし、外国投資法草案は公式に意見を募集して以降、次の段階へまだ進展していない。同草案がひとたび実施されれば、現行の外商投資に関する法律体系に対しかなりの全面的かつ深化した改革が一度に実施されることとなる。これは現行の外商投資に関するあらゆる政策、法律及び法規の大規模な制定、改正に波及することから、短期間で一歩進んで実施される可能性は非常に小さい。よって、「届出暫定弁法」の公布は、外国投資法草案実現に向けた過渡的な措置と見られる。

2. 「決定」の改正内容

「決定」は改正案の形で、三資企業法と台湾同胞投資法を修正し、国家が規定実施する参入特別管理措置が及ばない場合、三資企業及び台湾同胞投資法中の以下の事項の審査認可制を届出制に変更している。

関連外資法	変更事項
「外資企業法」	■ 外資企業の設立 ■ 外資企業の分立、合併又はその他重要事項の変更 ■ 経営期間の延長
「中外合弁经营企业法」	■ 合弁企業の設立 ■ 経営期間の延長 ■ 合弁企業契約の終了
「中外合作经营企业法」	■ 合作企業の設立 ■ 合作企業契約の重大変更 ■ 中外合作者の一方による合作企業の全部又は一部の権利、義務の譲渡 ■ 合作企業設立後に中外合作者以外の第三者に経営管理を委託する場合 ■ 経営期間の延長
「台湾同胞投資保護法」	■ 台資企業の設立

3. 「届出暫定弁法」の重点

	外商投資企業の設立及び変更届出管理暫定弁法（意見募集稿）
適用範囲	ネガティブリスト以外の外商投資企業の設立及び変更
届出機関	国务院商務主管部門（全国範囲の届出管理業務の統括及び指導） 各省、自治区、直辖市、副省級市の商務主管部門、及び自由貿易試験区、国家クラス経済技術開発区の関係機関
届出期限	3営業日（追加資料を要求する場合、届出機関の告知は一回限り、

	しかも 15 日以内にインターネットで追加提出)
設立届出期日	企業名称事前審査通貨後、営業許可証発行前或いは営業許可証発行後 30 日以内
変更届出期日	変更事項発生（最高権力機構による変更決議）後 30 日以内
届出手続	■ インターネットで「外資企業の設立届出申請表」を作成 ■ インターネットで必要書類をアップロード ■ 届出後、名称事前通過書類又は営業許可証（コピー）を以って回答を受領
監督管理措置	■ 毎年 6 月 30 日までに「外商投資企業経営状況年度報告表」を提出。 ■ 届出窓口で企業及び投資者に対し、定期的に抜き取り及び通報に基づき検査を実施し、ひとたび違反事項が発見された場合は処罰する。 ■ 検査で問題が発見された企業は、外商投資信用システムに記載される。規定通りに届け出ない、届出内容が事実と異なる、届出機関の検査に協力しない、或いは届出機関の行政処罰規定を履行しない企業は外商投資情報公示システムに公示される。

4. さよなら審査認可制 — 設立・変更手続きは更に効率的かつ簡便に

個別審査認可制度では、外商投資企業の設立や変更は往々にして大変長い時間を要する。それは、地区審査認可機関毎に提出書類の要求に差異があり、関連法律法規や審査認可機関の内部政策に対する理解も同じでないこと、設立・変更手続きにおいて書類によって認可されか否か、批准を下すか否かという不確定要素が経常的に出現することに起因する。審査認可機関は外商投資企業の提出する合作契約や定款等の書類に対し往々にして保守的な態度を示すため、多くの企業が「表と裏の契約書」を採用して手続き迅速化を図っている。つまり申請機関には標準的な書類を提出し、実際の運営時には別の書類に従うのである。これも外商投資企業の運営を不便にし、潜在的リスクをもたらす要因となる。

しかし、届出制とネガティブリスト管理方式の実施後は、全国範囲で外商投資企業の設立・変更手続きが簡便かつ効率的になり、取引中の不確定要素も減り、取引過程が大幅にレベルアップする。外商投資企業の合作契約、定款等の設立書類も実際の取引や商業利益により則したものとなり、「表と裏の契約書」の存在は減少するであろう。届出制が順調に実施されれば、外商投資企業設立のハードルが下がり、より多くの外国企業や対中投資にとって有利になるため、外商投資が新たな成長と躍進を迎えることが予見される。

この他の外商投資関連法はまだ大きな修正や整理が為されていないのに、新規定実施の初期段階において実務操作上の摩擦と適合が必ず発生するものと予見される。真の意味の改革はまだ始まったばかりなのである。しかし、総じて言えば、中国はすでに個別審査認可制度に別れを告げ、外資投資は届出管理とネガティブリスト管理方式を迎え入れた。これは中国の外商投資法改革における大きな一歩と言えよう。我々は中国の外商投資環境が更に自由と刷新の方向へと少しずつ変わっていくものと期待してよいのである。

以上